

記載例

第 1 3 様式集

⑧ 兼業 の種類・内容	1.コンサルティング業務	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
厚労 有料職業紹介所Á	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号Á	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	
厚労 太郎Á	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号Á	

⑩につきまして、人材サービス総合サイトに掲載される情報となります。Á

⑨事業所		
名称	所在地 Á	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	() -

⑫取次機関

(ふりがな) イ 名称	-----
(ふりがな) ロ 住所	----- -----
ハ 事業内容	

申請者(法人にあつては役員を含む。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第1号（第3面）

記載要領

1 職業紹介事業許可申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。

2 職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。

3 ①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

4 ②欄には、申請者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。

5 ③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、（ ）に許可の有効期間の末日を記載すること。

6 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

7 ⑤欄には、事業主の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。

8 ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。

9 ⑨欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

10 ⑩欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。

11 ⑫欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

有料職業紹介事業計画書
無料職業紹介事業計画書
特別の法人無料職業紹介事業計画書

- 1 許可・届出番号 ※新規許可申請の場合は、
申請時点では許可番号がないため1は記載不要
- 2 事業所名 厚労 有料職業紹介所

3 職業紹介計画 (年間) (国内)

① 区 分	② 有効求職者見込数
全職種	664 人

職業紹介計画 (年間) (国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載)

③ 区 分	④相手国名	⑤有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

H4	人
----	---

5 資産等の状況 個人事業の場合にご記載ください。

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金	10,000,000円	
	土地・建物	10,000,000円	
	そ の 他		
	計	20,000,000円	
負 債	計	1 666 666円	

様式第2号（裏面）

記載要領

- 1 ①有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
②無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
③特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」及び「無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3の①及び③欄には、職業安定法第32条の12（同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する取扱職種の種類等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 5 3の②及び⑤欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直前年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 5欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

厚生労働大臣 殿

① 株式会社 厚労

かぶしきがいしゃ こうろう

(ふりがな) だいひょうとりしまりやく こうろう たろう

②届出者 氏名 株式会社 厚労

代表取締役 厚労 太郎

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

※新規許可申請の場合は、

申請時点では許可番号がないため③は記載不要

③許 可 番 号	●●●-●●●●●●●●
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ こうろう ----- 株式会社 厚労
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 100-8916 電話 03(5253)1111
	とうきょうとちよだくかすみがせきいっちょうめにはんにごう ----- 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	成功報酬における手数料率の変更
⑧備 考	

有 料 無 料
 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
 有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書

① ●●年●●月●●日
かぶしきがいしゃ こうろう

厚生労働大臣 殿

だいひょうとりしまりやく こうろう たろうÁ

②申請・届出者 (ふりがな) 株式会社 厚労
氏名 代表取締役 厚労 太郎Á

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	●●-●●-●●●●●●●●
<small>(ふりがな)</small> ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ こうろう 株式会社 厚労
<small>(ふりがな)</small> ⑤所在地	〒100-8916 電話 03(5253)1111 とうきょうとちよだくかすみがせきいっちょうめにばんにごう
	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
⑥事業所	<small>(ふりがな)</small> 名称 こうろう ゆうりょうしょくぎょうしょうかいじょ「 厚労 有料職業紹介所
	<small>(ふりがな)</small> 所在地 とうきょうとちよだくかすみがせきいっちょうめにばんにごう 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

様式第6号 (第2面)

⑦変更事項	事業所所在地の変更	
⑧変更前	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号	
⑨変更後	東京都練馬区上石神井4丁目8番4号	
⑩取扱職種の 範囲等		
⑪変更(廃止) 年 月 日	●●年●●月●●日	
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	事業所移転のため	
⑭備 考		

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

有料職業紹介事業廃止届出書
 無料職業紹介事業廃止届出書
 特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書

都道府県労働局長 殿

① ●●●年●●●月●●●日
 とうきょうとちよだくかすみがせき

いっちょうめにばんにごう
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 (ふりがな) 住所 かぶしがいしゃ こうろう
 だいひょうとりしまりやく

② 届出者

(ふりがな) こうろう たろう
 株式会社 厚労

氏名 代表取締役 厚労 太郎

- 1 下記のとおり有料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法32条の8第1項の規定により届出をします。
- 2 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の8第1項の規定により届出をします。
- 3 下記のとおり特別の法人無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の8第1項の規定により届出をします。

③ 許可・届出番号		●●●●●●
④事業所	名称	所在地
	厚労 有料職業紹介所	〒(●●●●●●)●●●●●● 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 (●●●●●●)●●●●●●
		〒() () -
		〒() () -
⑤廃止年月日		年 月 日
⑥廃止理由		事業を継続しないこととしたため
⑦備考		